

雇用サービスだより

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和7年10月末時点）

外国人労働者数は16,922人 過去最高を更新

石川労働局では、1月30日（金）に令和7年「外国人雇用状況」の石川県内の届出状況（10月末時点）を取りまとめ公表しました。

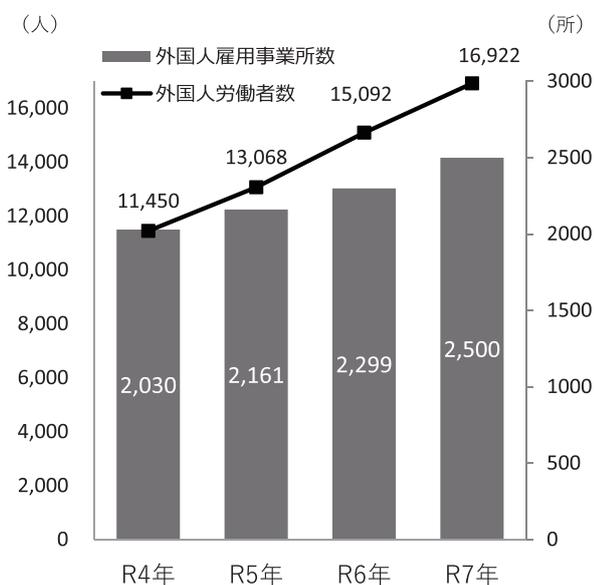
外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間等を確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は事業主から提出のあった届出件数であり令和7年10月末時点の雇用状況を集計したものです。

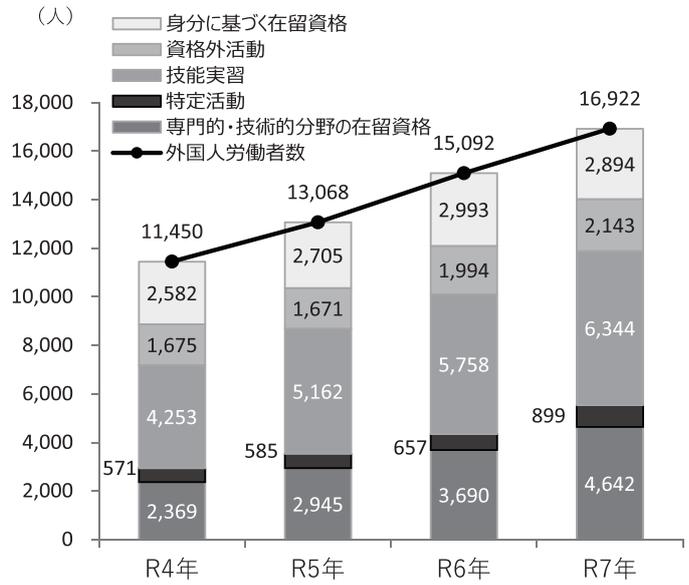
【届出状況のポイント】

- 外国人労働者数は16,922人、前年比1,830人（12.1％）増加。
（届出が義務化された平成19年以降、過去最高を更新）
- 外国人を雇用する事業所数は2,500所、前年比201所（8.7％）増加。
（事業所数についても届出が義務化された平成19年以降、過去最高を更新）
- 国籍別では、ベトナムが最も多く、5,502人（外国人労働者数全体の32.5％）、次いでインドネシア2,277人（同13.5％）、中国2,150人（同12.7％）の順。
- 在留資格別では、「技能実習」が最も多く6,344人、前年比586人（10.2％）増加、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が4,642人、前年比952人（25.8％）増加、「身分に基づく在留資格」が2,894人、前年比99人（3.3％）減少、「資格外活動」は2,143人、前年比で149人（7.5％）増加、「特定活動」が899人、前年比で242人（36.8％）増加。

【外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移】



【在留資格別外国人労働者数の推移】



問い合わせ先：石川労働局 職業安定部 職業対策課 電話 076-265-4428

令和8年3月新規学校卒業予定者の就職内定状況（12月末時点）

新規高等学校卒業予定者の就職内定率は92.4%と16年連続で90%超。

新規大学等卒業予定者の就職内定率89.0%と13年連続で80%超。

【新規高等学校卒業予定者】

	計	前年同月	対前年比
卒業予定者数	9,795	9,536	2.7%
就職希望者数	1,493	1,464	2.0%
就職内定者数	1,379	1,380	▲0.1%
就職内定率（%）	92.4	94.3	▲1.9 P

	計	前年同月	対前年比
求人数	6,303	6,265	0.6%
求人倍率	4.22	4.28	▲0.06 P



【新規大学等卒業予定者】

	専修等	高専	短期大学	大学	合計	対前年比【合計】
就職希望者数	1,507	138	414	4,837	6,896	4.3%
就職内定者数	1,206	135	340	4,456	6,137	2.9%
就職内定率（%）	80.0	97.8	82.1	92.1	89.0	▲1.2 P

令和8年度の大学等卒業予定者の就職・採用活動日程について

大学、短期大学と高等専門学校等の令和8年度（令和9年3月）卒業・修了予定者の就職・採用活動のスケジュール及びハローワークでの大学等卒業・修了予定者（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校等）を対象とする求人の取扱いは、以下のとおりとなります。

大学等卒業予定者の就職・採用活動に関する開始時期	
広報活動	卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
採用選考活動	卒業・修了年度の6月1日以降※

※一般社団法人日本経済団体連合会と大学関係団体等の代表者により構成される「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」が令和4年4月にまとめたタイプ3のインターンシップのうち専門活用型（2週間以上）かつ卒業・修了年度に入る直前の春休み以降に実施されるインターンシップを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できる取扱いが、令和7年度の大学等卒業予定者から開始されました。

ハローワークにおける求人の取扱い	
求人の受理	2月1日以降
求人の公開	4月1日以降
大学等卒業予定者に対する職業紹介	6月1日以降※

※求人公開後であっても5月31日以前に採用選考活動を行うことのないようご注意ください。

ただし、令和8年3月1日から同年5月31日までに専門活用型のインターンシップを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された対象学生を採用選考する場合については、この限りではありません。

お問合せ先：石川労働局 職業安定課 電話 076-265-4427

女性活躍推進法が改正されました！

2026（令和8）年4月1日施行

男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大

事業主の皆さまは、女性活躍推進法に基づく情報公表や一般事業主行動計画の策定に際し、法令や指針に沿った取組が行われるよう準備を進めてください。

情報公表の必須項目の拡大

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、 2項目以上 を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、 2項目以上 を公表
101人～300人	1項目以上 を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、 1項目以上 を公表

情報公表項目

- 男女間賃金差異
- 女性管理職比率
- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

従業員数が101～300人の企業は、下表の14項目のうち1項目以上選択して公表

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

以下の7項目から1項目以上を選択

- ・ 採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ・ 男女別の採用における競争倍率
- ・ 労働者に占める女性労働者の割合
- ・ 係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ・ 役員に占める女性の割合
- ・ 男女別の職種又は雇用形態の転換実績
- ・ 男女別の再雇用又は中途採用の実績

「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」

以下の7項目から1項目以上を選択

- ・ 男女の平均継続勤務年数の差異
- ・ 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ・ 男女別の育児休業取得率
- ・ 労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・ 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・ 有給休暇取得率
- ・ 雇用管理区分ごとの有給休暇取得率

Q 具体的にはいつの期間の数値をいつまでに公表する必要があるのか。

A 初回の「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表は、改正法の施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表する必要があります。

例えば 令和8年4月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和8年7月末までに公表

令和8年12月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和9年3月末までに公表

令和9年3月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和9年6月末までに公表

その後もおおむね1年に1回以上、最新の数値を公表する必要があります。

※ なお、女性管理職比率について、公表時点で得ることができる最新のものとする必要があります。具体的には、公表を行う事業年度の前事業年度時点の情報である必要がありますが、最新のものであれば、公表を行う事業年度の前事業年度のいずれの時点の情報であっても差し支えありません。

今般の改正では、上記に加えて**えるぼし認定基準（1段階目）の見直し、えるぼしプラス（仮称）認定の創設**が行われるほか、**女性の健康上の特性への配慮**が望ましい取組として盛り込まれました。詳細は二次元バーコードからご確認ください。



厚生労働省 石川労働局 雇用環境・均等室



雇用仲介サービスを安心して利用するために

令和7年4月以降、雇用仲介サービスの提供に関する料金、違約金等について、誤解やトラブルが生じないように、職業紹介事業者や募集情報等提供事業者による明示が義務化されています。

義務を守っていない事業者との契約は、トラブルになる可能性があります。

契約締結前に、明示された契約内容を十分に確認・検討してください。

契約内容に合意できない場合は、そのサービスの利用はせず、他の職業紹介事業者やハローワーク等を活用しましょう。(↓「安心・無料な人材確保のご案内」をご参照ください)

厚生労働省ホームページには、トラブル事例の案内と注意点を解説するリーフレットや人材サービス総合サイトを活用した職業紹介事業所の探し方等の案内資料をしておりますので、ぜひご確認ください。

雇用仲介事業 留意事項



職業紹介事業者や募集情報等提供事業者の利用で利用料金や違約金等の支払を巡るトラブルが発生した場合は、石川労働局 職業安定部 需給調整事業室の『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受け付けていますのでご利用ください。

問い合わせ先：石川労働局 職業安定部 需給調整事業室

電話：076-265-4435

安心・無料な人材確保のご案内

ハローワークや都道府県ナースセンター、都道府県福祉人材センター、保育士・保育所支援センター、自治体等が運営する無料職業紹介のご利用についても、今一度ご検討ください。

ハローワークを利用するメリット

① 無料の職業紹介(人材確保の相談も無料)

② 1日あたり約236万件※のアクセスがある

「ハローワークインターネットサービス」に求人情報を公開

③ 医療・介護・保育分野だけでも

年間40万件※を超える求職者が登録

※令和5年度

医療・介護・
保育分野では、
年間約17万件
の就職件数※



ハローワークインターネットサービス



★ハローワークの上手な使い方

ハローワークでは、求人条件の見直しだけでなく、求職者にアピールできる魅力ある求人票の書き方の相談等を受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

また、ハローワーク内で企業情報の提供や企業説明会等を実施しております。御社の求職者へのアピールにつながりますので、ご利用を検討ください。

また、福祉人材の募集は、都道府県福祉人材センターに無料で求人情報の掲載等を行うことができます。あわせてご利用ください。





労働局・ハローワーク通信



「株式会社 鳴和電気商会」をユースエール企業に認定しました

石川労働局は、若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業であるとして、株式会社鳴和電気商会（金沢市）を若者雇用促進法に基づくユースエール認定企業として認定するとともに、令和8年1月7日、石川労働局において認定通知書を交付しました。

☆ユースエール認定制度について☆

「ユースエール認定制度」とは若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を「若者雇用促進法」に基づき、厚生労働大臣が認定する制度です。認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



金沢学院大学で就職内定者セミナーを実施しました



ハローワーク金沢（金沢新卒応援ハローワーク）は、1月20日に就職内定者セミナーを金沢学院大学にて実施しました。

セミナーは、「不安なことにどう対処していくことができるのか」をテーマにグループワーク方式で行われ、ハローワーク職員が進行役となり、4、5人の学生グループごとに活発な意見が交わされました。

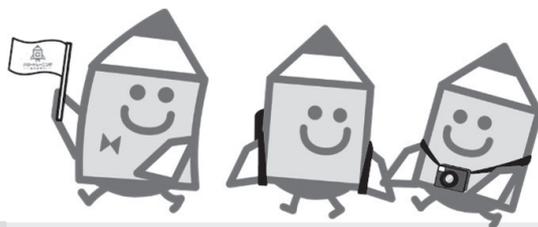
同セミナーは、まもなく新社会人となる学生の定着支援を図るため例年大学、高校等にハローワーク職員が出向いて実施されているものであり、セミナーの最後には、ハローワーク職員より、社会人となる学生にエールを送りました。

ハローワーク職員による訓練施設見学を実施しました

産業界の様々な分野で生成AIによるDXの推進が期待されている中で、石川県内でも令和7年度はカリキュラムに生成AIに関する科目が含まれている職業訓練が複数開講されております。

生成AIを学ぶ職業訓練の理解を深め、求職者に適切な訓練内容の説明と再就職における活用策の案内ができるよう、ハローワーク職員が1/15、1/19に生成AIに係る訓練を実施している訓練施設の見学に行きました。

参加した職員からは、「訓練施設の方にわかりやすく説明していただき、訓練内容・施設に関して理解が深まりました。生成AIを仕事にどう活かすのかイメージができ、求職者への案内がスムーズにできると思います。今後もこのような機会があれば参加したい」との声がありました。



求人申し込みの際は、ハロートレーニング受講者の採用をご検討ください

ハロートレーニングは「公的職業訓練」（公共職業訓練・求職者支援訓練）の愛称です。キャリアアップや希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することができる公的な訓練制度で、在職者向けの訓練や離職者向けの訓練等があります。

ハローワークで求人申し込みを行う際には、ハロートレーニングを受講した方の採用をご検討ください。

管内労働市場のうごき（令和7年12月分）

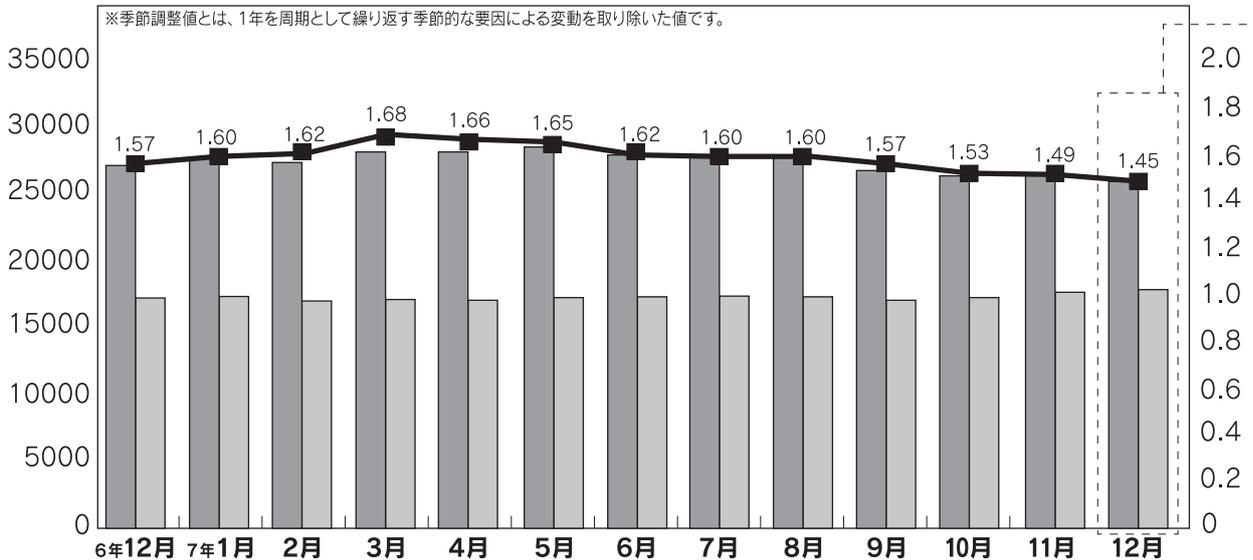
12月の窓

有効求人倍率（季節調整値）**1.45**倍

正社員有効求人倍率 **1.47**倍

～求人される皆様へ～
正社員求人をお願いします！

有効求人倍率（季節調整値）の推移



有効求人（人）

	6年12月	7年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
有効求人人数	26,793	27,360	27,014	27,735	27,634	27,970	27,649	27,314	27,346	26,335	25,947	25,925	25,390
有効求職者数	17,050	17,071	16,693	16,553	16,625	16,934	17,015	17,083	17,076	16,811	16,978	17,358	17,555

◎令和6年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改定されています。
 ◎12月の有効求人人数(季節調整値)は前月と比べて2.1%減少し、有効求職者数(季節調整値)は1.1%増加したため、有効求人倍率は1.45倍となり、前月と比べ0.04ポイント低下しました。
 また、正社員有効求人倍率(原数値)は1.47倍となり、前年同月と同水準でした。

●新規求人の動向

区分	6年度	7年12月	前年同月比
合計	112,028	8,724	▲4.2
建設業	10,264	915	16.3
製造業	12,135	1,070	15.7
食料品、飲料	2,785	145	▲8.2
繊維工業	1,894	198	▲5.7
はん用機械器具	1,124	68	▲13.9
生産用機械器具	1,212	90	20.0
業務用機械器具	99	1	-
運輸業、郵便業	6,670	460	▲7.8
卸売業、小売業	22,233	1,457	▲20.0
宿泊業、飲食サービス業	11,029	690	▲37.0
医療、福祉	22,794	2,007	13.7
サービス業	11,765	884	▲1.8

●職業別有効求人倍率（常用）

令和7年12月

区分	有効求人（人）	有効求職（人）	有効求人倍率（倍）
合計	23,857	15,697	1.52
管理的職業	67	34	1.97
専門的・技術的職業	4,822	1,989	2.42
事務的職業	2,218	3,644	0.61
販売の職業	3,598	862	4.17
サービスの職業	5,144	1,550	3.32
保安の職業	635	104	6.11
農林漁業の職業	118	105	1.12
生産工程の職業	2,659	1,415	1.88
輸送・機械運転の職業	1,197	435	2.75
建設・採掘の職業	1,151	167	6.89
運搬・清掃・包装等の職業	2,248	2,668	0.84
分類不能の職業	0	2,724	0.00

(注)1 パートタイムを含む。
 (注)2 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表準したもの。
 (注)3 令和6年4月以降の前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

(注) 常用的パートを含み、臨時・季節を除く。

雇用サービスだより（毎月1回発行）
 編集発行 **石川労働局職業安定部**
 〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号
 金沢駅西合同庁舎5階
 （平日 8時30分～17時15分）

職業安定課：TEL 076-265-4427
 需給調整事業室：TEL 076-265-4435
 職業対策課：TEL 076-265-4428
 訓練課：TEL 076-200-8437
 石川労働局ホームページへ
<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/>

石川労働局HP